みどり通信

第188号　　2011. 5. 9

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P11
● ＴＫＣシステムご案内	P7		

4月22日 開業満２５周年を迎えることができました！

社長				担当

※　貴社（貴事務所）で回覧してください。

5月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（http://www.yamanobo-zeirishi.jp/）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、５月９日のホームページ掲載のものからです。

『誰でもわかる言葉で伝える・・・』

日経トップリーダー５月号の記事からてす。

特集は、

～なぜピンチをチャンスに変えられるのか～

「澤田秀雄の突破力」

あのＨ．Ｉ．Ｓの創業者であります。「エイチ」は名前の『秀（雄）』を指し、「アイ・エス」は『インターナショナル・サービス』を略したものだとか。

東日本大震災によって経営環境が変わる中、ハウステンボスの戦略を決断し動き出し、臨機応変な対応によって、危機を突破する考えとのこと。１年ほど前の２０１０年２月に開業以来赤字続きのハウステンボスの経営を引き継ぎ、集客数を伸ばす取り組みに着手。コストの見直しも進めた結果、１０年９月決算で、なんと開業以来初めての黒字を達成！この戦略を進めようという矢先の震災だったそうです。

１週間ほどで約１００００室のキャンセル。震災から反転攻勢に出る今も同じで「震災があったから」といいわけしないで、「明るく元氣に知恵を出してがんばっていく。そうすればチャンスは出てくるもの」と語っています。

その際に留意することは、

「何よりも決断のスピードが大切。何かやろうとしたとき、決断が早ければその分だけ立ち上がりを早くすることができる。一方、決断に誤りがあった場合でも、決断が早い分だけ早めに修正することも可能」だからだとか。

澤田会長曰く。

「大震災は国難で、日本は明治維新や終戦直後に匹敵する状況にあります。」

「こうした危機を突破するには、臨機応変、スピーディーに決断することが大事です。」

「それができるかどうかは５年先、１０年先決めます。」とも。

澤田流経営を実現する７つの方法として記事では次の７項目が掲げられています。

『経営者が実践したい７つのマネジメント手法』

１．同じ方向を向いた社員を育成する

２．数字に基づいて語る

３．誰にでも分かる言葉で伝える

４．一度に伝えるメッセージを絞り込む

５．自ら現場に出ていく

６．考えが浸透するまで何度でも繰り返す

７．明るく元氣に先頭に立つ

どれも、中小企業経営にいえる事柄です。
ぜひ、今日から実践したいものです。

税理士　山　口　　昇

税　務

青色申告・帳簿書類の保存について

日々の取引状況を記帳し、帳簿書類を保存しておく必要があることは、青色申告要件だから、ということでなく、今の自身や会社の状況を正しく判断するために必要不可欠な要素であることは、既に皆様ご承知のことと思います。

事業を開始されてから今まで、日々の記帳や帳簿書類の保存については、ごく当たり前のようにされてきておられると思いますが、以下にまとめてみましたので、今一度ご確認をお願いします。

◇青色申告制度とは◇

青色申告制度とは、不動産所得、事業所得、又は山林所得のある個人の方や株式会社等の法人が、

①　一定の要件を備えた帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、

②　その帳簿書類を保存

することによって、所得税・法人税の計算を行う上で、数多くの特典が受けられる制度です。

青色申告をするためには納税地の所轄税務署長に対し**事前に**申請書を提出し、承認を受けることが必要です。

◇一定の要件を備えた帳簿書類とは◇

上記①の、一定の要件を備えた帳簿書類とは、個人の場合では「複式簿記による場合」のほかに、「簡易簿記による場合」「現金式簡易簿記による場合」もありますが、ここでは、個人・法人ともに一般的な**「複式簿記での帳簿書類」**について、下記に列挙いたしました。

１．帳簿

仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿

２．決算関係書類

棚卸表、貸借対照表、損益計算書、
整理又は決算に関して作成されたその他の書類

３．取引関係書類

取引に関して、現金・預金の入出金の際に作成された書類(領収書・預金通帳・小切手控等)、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、見積書、その他これらに準ずる書類及び自分の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

◇帳簿書類の保存期間◇

上記②の、帳簿書類の保存期間については、次のように定められています。帳簿の保存場所は、原則として、個人又は法人の納税地となります。

1. **帳簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7年間**
2. **決算関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・7年間**
3. **取引関係書類**
   - **イ．現金・預金の入出金の際に作成された書類（領収書・預金通帳・小切手控等）・・・・7年間**
   - **ロ．その他の書類・・・・・・・・・・・・・・・・5年間**

※　参考ですが、法人が遵守すべき**「会社法」**においては、以下のように定められております。

会社法　第４３２条　（会計帳簿の作成及び保存）

１．株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

２．株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

◇電子帳簿での保存◇

以前よりご案内をさせていただいておりますので、既に数年前より実施されている企業様も多いとは思いますが、数年前からは、前述の内容に基づいた**電子帳簿保存法の一定の要件を満たしている場合には、紙の帳簿ではなく、電子帳簿による保存が認められる**ようになっております。

また、スペースの関係で詳細については次回以降とさせていただきますが、**消費税の課税事業者においては、仕入税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならない**こととされています。この要件が満たされていない場合には、売上に係る消費税の預り額から、仕入や経費に係る消費税の支払額が控除できなくなり、**本来納めるべき消費税額に比べ多額の税負担となってしまう**ことになりますので注意が必要です。

帳簿書類の内容等につきましては、各企業様においてそれぞれ特徴的なものもおありかと思います。詳細につきましては、毎月々のお伺いの際にでも遠慮無く、当事務所各スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸　保幸

社会保険

平成２３年度労働保険の年度更新手続きは6月１日から7月１１日です。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称のことで、原則として労働者を１人以上雇用する事業主は、労働保険の加入手続きをとる必要があります。

労働保険に加入している事業主は、年に一度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を申告・納付、一般拠出金の納付を行わなければなりません。

今年（平成２２年度確定保険料・平成２３年度概算保険料）の年度更新手続き（申告・納付）は、平成２３年６月１日から７月１１日までとなっています。

なお、平成２３度の雇用保険料率は、平成２２年度と同じです

＊労働保険料は、４月１日～翌年３月３１日に支払う賃金総額に保険料率を乗じた額です。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。

経営者のための生命保険講座 第 145回

今回のテーマ　**がん治療について②**

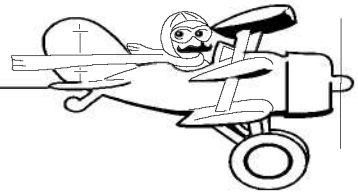

今回は前回に続きがん治療についてお伝えいたします。
がんの治療も現在多くあり、治療方法も年々変化しております。

がん治療は大きく分けて3つになります。

1. 手術療法

メスなどを用いてがんを取り除きます。

腹部や胸部などを切り開いて行うのが一般的ですが、病状によっては、内視鏡や腹腔鏡を用いた体への負担が少ない手術も行われるようになりました。

2. 放射線治療

がんに放射線を照射する治療法です。

がん細胞内の遺伝子にダメージを与え、がんを死滅させたり小さくしたりします。照射部位の皮膚や消化器に副作用が出ることがありますが、一般的に手術と比較して体への負担が小さい治療法です。

3. 化学療法（抗がん剤治療）

注射や点滴、または飲み薬で治療します。

化学物質（抗がん剤）を用いて行う治療法です。薬剤が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。化学療法は強い副作用がでることもありますが、最近では副作用の少ない薬剤の開発が進んでいます。

4. その他

新しい治療法も次々と登場しております。

乳がんや前立腺がんの再発を予防するホルモン治療、前立腺がんのワクチン治療など、新たな治療法も次々と登場しております。研究段階の治療法も多く、健康保険が適用されないものもあります。

現在は複数の療法を組み合わせて行うケースが増えています。

がんは治せる病気に変わりつつあります。
治療内容を知り、治療に備えることが大切です。

今回はがん治療方法についてみてみました。日に日に変化するがん治療に現在の保険の内容があっているのかご確認いただけたら幸いです。治療方法により保険の対象になるもの、ならないものがありますので、内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

＜担当：西丸保幸＞

貴社の「最強の業績管理ツール」として

インターネット技術を活用した TKCシステムをご利用下さい！

経営に必要な情報提供により、経営者の迅速な意思決定を支援します

1．データアップロードサービス

●FX2／PX2のバックアップデータを、インターネット回線を利用してTISC※へ自動で保管することができます。
●TISCにアップロードしたデータは、「データ復元」できるので、バックアップデータの記録媒体の紛失・盗難、ハードディスクの故障、天災時によるデータ消失への備えを提供します。

※TKCインターネット・サービスセンター

【ご注意】 Windows7/Vistaのみ、ご利用可能です。

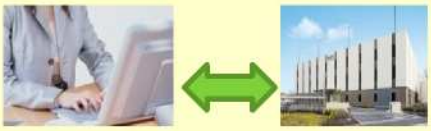

貴社　　TISC

2．リモートディスプレイサービス

●TKCシステムの操作に関するご質問の際に、会計事務所へ電話だけでは伝えづらい内容も、会計事務所から貴社のパソコン画面を見ながら遠隔で対応が可能です。

貴社　　事務所

電話で伝えづらい問題点を早期に現状を当事務所へお伝えでき、より的確・早期に対応ができるような体制が可能です。

3．オンラインデポサービス

●貴社の予算データ、決算仕訳データ、電子納税の納付書データを当事務所からインターネット回線でお届けすることができます。迅速に業績管理システムに反映することが可能です。

貴社　　事務所

従来は、上記のデータを当事務所の担当者がお届けしておりましたが、今後はインターネット回線で安全に貴社のパソコンへデータをお届けすることができます。

4．ウィルス対策ソフト・Windows Update

●Windowsに最適なマイクロソフト社のウィルス対策ソフトを無償で提供します。
パターンファイルは1時間刻みに自動更新設定が可能です。
●Windows Updateも1画面で更新が必要かどうかを表示します。

ウィルス対策とWindowsUpdateの更新状況を1つの画面で管理でき、状況に応じて注意メッセージも表示されるので安心です。

5．電子納税かんたんキット・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ連動ｼｽﾃﾑ

●給与計算システム(PX2)と連動して、毎月の源泉所得税のインターネットバンキングによる支払またはダイレクト納付が可能です。
●インターネットバンキングを利用している場合は、連動システム※で給与振込データが送信できます。※オプションシステムです。

インターネット接続に抵抗がある・・・そんな皆さまへ

●最新のOSでは、IT技術の進化に対応したセキュリティ対策を講じています。インターネットに接続し、ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新と、OSのアップデートを定期的に実施することでパソコンのセキュリティは確保できると言えます。

●TKCシステムをご利用いただくパソコンには、マイクロソフト社製の「ウィルス対策プログラム」を無償提供しています！
また、「TKC戦略経営者メニュー21」から、ウィルス対策プログラムのパターンファイルの版数、およびセキュリティホールの登録状況が最新かどうかをチェックすることができます。

●不正な通信による情報漏えいを防止
●暗号化によるPCの盗難・紛失への対応
●外部記憶機器の利用制限
●スパイウェアの検出と駆除
●アプリケーションの利用制限を一元化
●外部記憶機器による情報持ち出し対策
●仮想PCを利用したシンクライアント

担　当：内　山

損害保険

地　震　保　険　NO. 2

東日本大震災が発生してから、間もなく2ヶ月がたとうとしておりますが、まだまだ余震が続き、予断の許さない日々が続いております。

皆様にはより、地震保険について認識を深めていただきたく、地震保険NO.2を掲載したいと思います。

①地震保険の対象になるもの

- 居住用の建物で建物全部、または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物であり、専用住宅や併用住宅、分譲マンションなどです。従って、店舗や事務所のみに使用されている建物は、地震保険の対象となりません。
- 「門、塀、垣」または「物置、車庫その他の付属設備」は建物に含まれます。
- 建物が併用住宅である場合は、居住用部分とそれ以外の部分について 主契約の規定に従い、それぞれ別個の保険金額を定めたときは、居住用部分のみが対象となります。
- 生活用動産（生活の用に供する家具、衣類、その他生活に必要な動産、居住用の建物に収用される家財）が地震保険の対象となります。従って、店舗や事務所に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産は対象となりません。

②地震保険の契約方法

- 地震保険は単独で契約することはできません。必ず保険の対象を同じくする火災保険(主契約)に付帯して契約することになっています。火災保険の契約時に地震保険を付帯しなかった場合であっても、火災保険の途中から付帯することができます。
- 主契約である火災保険が保険期間の途中で終了したときは（火災で全焼など）地震保険も同時に終了します。
- 保険の対象にすでに地震保険が付帯されていて、限度額（建物5,000万円・家財1,000万円）に達しているときは、追加で地震保険を付帯することはできません。

③保険期間

- 地震保険は、主契約である火災保険に付帯して契約するため、保険期間は基本的には火災保険の保険期間と一致させることとなります。
  ただし、５年が最長となります。(その後、契約を継続することは可能です。)
- 長期一括払契約の場合、年払いと比べ保険料が軽減されます。

④保険料

- 地震保険の保険料は、建物の構造(構造区分)および地震発生の危険度などに応じ、都道府県別に細分化され、所在地により異なります。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

※詳しくは当事務所担当までお問い合わせ下さい。

これからの研修

原点の会　　三条商工会議所　　5月31日（火）　9:00 ～ 11:30

西川竹園高等学校を美しくする会
県立西川竹園高等学校　　6月5日（日）　8:30 ～ 12:00

後継者塾　　加茂商工会議所　　6月22日（水） ～ 全１１回
時間はいずれも 18:00 ～ 21:00

あ と が き

毎週、日曜日の夜９時、皆さんは何をしていらっしゃいますか。

最近のわたしは、ＴＢＳの日曜劇場　『　ＪＩＮ－仁－　』を楽しみに観ています。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、コミック本が原作のドラマです。

主人公の南方仁は、現代の脳外科医ですが、ある事件をきっかけに江戸時代にタイムスリップしてしまいます。満足な医療器具等ない状況の中で、懸命に人の命を救いたいという思いから、なんとかして状況での最善の方法を探し出し、治療にあたります。また、仁友堂の仲間だけにとどまらず、同じ医療の道を進む人々に対しても現代医学の知識を伝えています。「生きることの大切さ」や、「人を思うことの大切さ」をしみじみと感じさせるドラマです。毎回涙してしまいます。そして、主人公の仁を演じる、大沢たかおさんの笑顔に癒されつつ、よしまた月曜日からがんばろうかなと思っているのです。

鶴　巻　博　子

◆◇　山口会計営業カレンダー　◇◆

赤は山口会計の休業日

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月１回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行　山口　昇税理士事務所

加茂市旭町１５番３０号　TEL　0256-52-6869　FAX　0256-52-1674

http://www.yamanobo-zeirishi.jp/　　e-mail:yn@tkcnf.or.jp